

【 都筑区版 】 保育所等利用案内

次の項目をすべて確認し、了承した後に申請書を提出してください。

1	「令和9年度 横浜市保育所等利用案内」をよく読み、内容について十分に確認してください。
2	申請前にお子さんと一緒に希望する園を見学し、慣らし保育、保育方針、保育時間、受入可能年齢、延長保育・土曜保育の利用方法、車送迎の可否などを確認してください。見学が難しい場合には、園に電話等で園情報を聞き取ってください。 1年以上前の見学ですと、状況が変わっている可能性があります。再度の見学・確認をお願いします。
3	利用調整の優先順位及び給付認定に影響しますので、提出書類に不足、記入漏れ、内容に誤りがないか確認の上、提出してください。 提出後は返却できません。 <u>コピーが必要な場合は、ご自身でコピーをとって保管してください。</u> オンライン申請をされた方は、申請書の控えをダウンロードしてください。 ※就労証明書の記入漏れ / 誤りが多く見受けられます。勤務先からお手元に届いた際に必ず確認してください。
4	育児休業中に就労の事由で申請した方は、保育所の利用が決定し、利用開始した場合、 利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります。
5	転園申請中で、転園希望の園に利用が決定した場合、内定辞退をしても元の園に戻ることは理由のいかんを問わず一切できません。そのため申請の必要がなくなった場合は、早急に申請取下の手続きをしてください。
6	障がいや重い食物アレルギー、医療的ケアを必要とするお子さんなど、個別に支援を必要とする場合には、 申請前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ず相談してください。 前述に該当する場合に加え、お子さんの心身の状態や発達について気がかりなことがある場合は、 B票 利用申請書の裏面の「申請児童の健康状態・配慮事項等」に記入してください。また、 必ずお子さんと一緒に見学の上、お子さんに必要な支援の内容を保育所等と共有してください。
7	B票 利用申請書の「 ☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」にチェックを入れた場合、 優先順位が下がります。 なお、 チェックを入れても園の空き状況により利用が決定する場合があります。 利用決定した場合は、内定辞退をしても「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」は発行されません（保留証明書も同様）。 申請取下をしない限り、入所申請をした月と同年度内は毎月利用調整の対象となります。入所意向が無くなった場合は速やかに申請取下をしてください。
8	A票 給付認定申請書の「②給付認定保護者になる保護者」欄は利用案内P9（2）をお読みになった上で、 保護者が複数の場合にどちらを指定するか迷われた際は、区役所へ来庁しやすい方をご記入ください（推奨）。 ※給付認定保護者によってのみ申請できる手続きがあります。
9	A票 給付認定申請書の表面中段、「その他の連絡先」は可能な限りご記入ください。
10	申請書の提出後、「妊娠がわかった」「転職した」「仕事をやめた」「家族構成が変わった」など、状況の変化があれば、直ちに必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課（保育担当）へご連絡ください。
11	結果通知などの郵便物が適切に届くよう、表札や転送設定を確認してください。
12	申請中に 横浜市内で転居した場合 、速やかに 転居先の区役所こども家庭支援課 へ「認定変更申請書（住所変更）」を提出してください。提出が無いと、郵便物が届かない場合があります。 横浜市内外へ転居し、引き続き保育所等の申請を継続したい場合は 、住民票の異動後、速やかに転居先の保育所申請窓口にて再申請を行ってください。再申請がない場合、申請が継続されません。
13	幼稚園や認可外保育施設と併願している場合、 入園金が返還される期限 などを必ず確認してください。
14	「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、原則内定取り消しまたは退園となります。
15	育児休業給付金は国の制度です。本制度の詳細は横浜市へお問合せいただいても、回答できません。 ハローワークや勤務先に確認してください。

【都筑区版】令和9年度 4月入所申請の注意点

1 申請方法・申請締切日

(1) 一次申請

申請期間	令和8年10月1日(木)～令和8年10月28日(水)
申請方法	原則、マイナンバーカードを用いた オンライン申請 (当日送信有効)。 詳細は右記二次元コードを参照。  または、横浜市ウェブサイトの 【保育所等利用のオンライン申請】 を検索
希望施設の変更・追加期限	令和8年11月20日(金) オンライン (当日送信有効) にて提出。申請フォームは別途案内。
不足書類の提出期限	※保育を必要とすることを証明する書類が間に合わなかった場合は、要件確認ができないため「求職中」として認定・利用調整を行います。 ※「不足書類の提出期限」は、保育を必要とすることを証明する書類、税関係書類、転入確認書類、在園証明書等のほか、区役所からの指示書類のみ ※「A給付認定申請書」「B利用申請書」は受付できません。

※横浜市外への転出予定はないが、横浜市外の保育所等の利用を希望する方、
個別に支援を必要とするお子さんの利用申請をする方(裏面参照)は **窓口申請** (都筑区役所2階24番窓口)

※一次申請の締切日に間に合わない書類は、二次申請の審査から対象となります。

(2) 二次申請

申請期間	令和8年12月23日(水)～令和9年2月2日(火)
申請方法	原則、マイナンバーカードを用いた オンライン申請 (当日送信有効)。 詳細は上記二次元コードを参照。
希望施設の変更・追加期限	令和9年2月3日(水) オンライン (当日送信有効) にて提出。申請フォームは別途案内。
不足書類の提出期限	※その他は、(1)と同様。

(3) 申請の取下げ(一部の希望施設の取下げを含む)

利用申請の希望が無くなった場合は、申請の取下げが必要です。速やかに区役所こども家庭支援課に「利用申請取下書」を必ず提出してください。口頭での連絡では取下げできません。

提出が遅れると、既に利用調整が進んでいるため、結果が不利になる場合があります。また、転園の場合は取下げを行っても在園中の施設の利用を継続できない場合があります。

取下申請期限	一次申請	令和8年12月18日(金)	※ オンライン (当日送信有効) で手続き可能。 申請フォームは別途案内。
	二次申請	令和9年2月12日(金)	

(4) オンライン申請を行うことができない方へ

「令和9年度 横浜市保育所等利用案内」のP16～19を確認の上、下記宛先に申請書類を提出してください。

※申請期限は、(1)～(3)に準じます。

一次申請 ※消印有効	新規・転園申請	郵送 のみ	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛
	不足・追加書類	表の下部参照	〒224-0032
二次申請 ※締切日必着	新規・転園申請	郵送 or 窓口	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
	不足・追加書類		都筑区こども家庭支援課 保育運営担当

一次申請の不足・追加書類は **郵送** もしくは **区役所2階24番窓口の発券機横設置のポスト** へ

2 その他の注意事項

(1) 個別に支援を必要とするお子さまの利用申請をする方 **要予約**

・障害や発達に心配がある・医療的ケアを必要とするお子さまの利用申請は事前に窓口での相談が必要です。

相談期間	～令和8年10月28日(水) ※可能な限りお早めに
予約受付	電話：045-948-2321 FAX：045-948-2309

(2) 出生前(出産予定)申請を希望する方(一次申請のみ)

希望する施設が、生後57日から受入可能な園かご確認のうえ、申請してください。

対象	令和9年2月3日(水)までに出産予定の方 ※出産予定日が令和9年2月4日以降でも、「2月3日までに生まれた場合は4月1日の入所を希望する」方は、申請の対象となります。
必須書類	母子手帳の表紙 及び 出産予定日の記載された部分の写し

《注意事項》

一次申請は仮の申請となります。出産後、令和9年2月10日(水)までに「出生後届出書」を提出してください。
提出がないと申請は無効となります。

なお、申請に係る児童の「お名前」は「ベビー」と入力してください(例：横浜 ベビー)。

(3) 令和8年度の申請と、令和9年4月の申請を両方している方

・令和9年4月からの利用申請をした後、令和8年12月～令和9年3月利用開始の保育所等に内定し、その保育所等を利用する場合、令和9年4月からの利用申請の取下げが必要です。

(4) その他

・保育を必要とする事由が「介護」の場合、申請児童本人の介護は申請対象外です。

3 横浜市の施設の利用を希望する方 (横浜市内にお住まいの方)

利用開始日の前日までに横浜市外へ転出する予定がある場合、申請先は転出先の市区町村となります。申請方法、必要書類、申請締切日も併せて転出先の市区町村へお問合せください。

「転出先の市区町村に転入することが分かる書類」が準備できない等の理由によって転出先自治体へ直接申請ができない場合、横浜市を經由して希望する施設のある市区町村へ申請が行われます。横浜市のスケジュールではなく、希望する施設のある市区町村のスケジュールに沿って審査が行われますので、締切日に注意してください。

※締切日や申請にあたっての必要書類、重要事項は、横浜市保育所等利用案内のP.14をご確認ください。

4 横浜市外にお住まいの方 (横浜市内の施設の利用を希望する場合)

利用開始日の前日までに横浜市へ転入する予定がある場合、申請先は転入予定がある区の区役所こども家庭支援課です。申請締切日(4月一次申請は不足不備締切日)までに「利用開始日の前日までに横浜市に転入することが分かる書類」が提出できなかった際は、市内在住者と同様のランク判定を行いません。一次申請においては、審査対象外となります。(※一部例外あり)。

現在お住まいの市区町村の保育担当課を經由して横浜市へ申請となった場合、横浜市の締切日までに書類が届く必要がありますので、余裕をもってお申し込みください。また、横浜市の基準に基づいて優先順位を判定するため、可能な限り横浜市の様式も提出してください。必要事項が読み取れない場合、優先順位が下がる可能性があります。

※締切日や申請にあたっての必要書類、重要事項は、横浜市保育所等利用案内のP.14をご確認ください。

【都筑区】令和9年4月保育所入所申請スケジュール

日付	内容	※ 窓は窓口、 〒は郵送、 オはオンライン、 ポは区役所2階24番窓口の発券機横に設置されたポストを指します。
9月4日（金）	○就労証明書配布 区役所で配布のほか、横浜市 WEB で公開しています。	
9月24日（木）	○利用案内・申請書類一式公開 横浜市 WEB で公開しています。	横浜市 WEB
10月1日（木）	○利用案内配布 区の案内を含んだ利用案内は区役所、行政サービスコーナー（あざみ野駅・新横浜駅）、地域子育て支援センターポポラ、ポポラサテライトにて配布。 ○一次申請 受付開始 原則 オ （ オ が不可な方は 〒 ） ※要・申請保護者の電子署名の暗証番号（英数字6～16/数字4桁） ※ オ が不可な方の申請方法は、水色の利用案内 P12 下部を参照 ※個別に支援を必要とする児童、市外施設への申請（転出予定なし）は 窓	
10月28日（水）	○一次申請期限（ オ 当日送信有効 / 〒 当日消印有効） ○区役所窓口申請期限	
11月20日（金）	○希望園の追加・順位変更期限（ ポ / 〒 当日消印有効） 提出書類：利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書 11/21 以降の消印が押されたものは、一次申請に反映しません。 ○一次申請 不足書類提出期限（ ポ / 〒 当日消印有効） 11/21 以降の消印が押されたものは、一次申請に反映しません。	
12月18日（金）	○一次申請取下期限（希望園の一部取下含む）（ 窓 / 〒 ） 提出書類：利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書	
12月23日（水）	○二次申請 受付開始 窓 or 〒 or オ 〒 の場合、提出先は区役所です。	
1月22日（金）	○一次申請 結果公表日 この日以降に結果の問合せが可能です。	
1月下旬までに	○一次申請 結果通知	
2月2日（火）	○二次申請期限（ 窓 / 〒 必着 / オ 当日送信有効）	
2月3日（水）	○希望園の追加・順位変更期限（ 窓 / 〒 必着 / オ ） ○二次申請 不足書類提出期限（ 窓 / 〒 必着 / オ ）	
2月12日（金）	○二次申請取下期限（希望園の一部取下含む）（ 窓 / 〒 必着 / オ ） 提出書類：利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書	
3月4日（木）頃	○二次申請 結果通知発送	
3月5日（金）	○二次申請 結果公表日 この日以降に結果の問合せが可能です。	
3月末頃	○利用料通知発送 事前に利用料をお知らせすることはできません。	